

給水装置の構造、材質等に関する規程の一部を改正する規程

給水装置の構造、材質等に関する規程（平成１４年長岡京市水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この規程は、長岡京市水道給水条例（<u>昭和４８年長岡京市条例第３０号</u>）に基づき給水装置の構造、材質等の適正を保持するための工事の施工基準、使用材料の規格、受水設備の設置条件、<u>給水用具の取扱い</u>その他の必要な事項を定めることを目的とする。 （給水方式） 第３条 本市の給水方式は、次の各号に掲げる方式によるものとする。 (1)・(2) 【略】 <u>２ 前項の給水方式は、給水装置毎に同項各号のいずれかの方式を使用し、併用は原則として認めない。</u> （基準の細目） 第７条 【略】 ２ 【略】 ３ 給水廃止等による分岐管撤去は、諸般の状況を考慮し特に指示するもの以外は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。 (1) 分水栓による分岐管を撤去するものにあつては、<u>分水栓を不断水工法等により交換後、</u>当該分水栓を閉め閉栓キャップ止めとすること。 (2)・(3) 【略】 ４～７ 【略】 （給水装置に係わる用具等の基準）	（目的） 第１条 この規程は、長岡京市水道給水条例（<u>昭和４８年条例第３０号</u>）に基づき給水装置の構造、材質等の適正を保持するための工事の施工基準、使用材料の規格、受水設備の設置条件<u>及び給水用具の取扱い、</u>その他の必要な事項を定めることを目的とする。 （給水方式） 第３条 本市の給水方式は、次の各号に掲げる方式によるものとする。 (1)・(2) 【略】 【加える】 （基準の細目） 第７条 【略】 ２ 【略】 ３ 給水廃止等による分岐管撤去は、諸般の状況を考慮し特に指示するもの以外は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。 (1) 分水栓による分岐管を撤去するものにあつては、当該分水栓を閉め閉栓キャップ止めとすること。 (2)・(3) 【略】 ４～７ 【略】 （給水装置に係わる用具等の基準）

改正後	改正前
第 1 1 条 J I S 及び J W W A に定める水道用品以外で、給水装置に直結する給水装置に係わる用具及びユニット化装置（以下「用具等」という。）は、<u>公益社団法人日本水道協会</u>（以下「日水協」という。）の「<u>品質認証業務規則</u>」に定める用具等の型式承認品 <u>又は</u> 製造メーカーの自己認証品で、第 1 5 条の規定により管理者の承認を受けたものであること。 2 ・ 3 【略】	第 1 1 条 J I S 及び J W W A に定める水道用品以外で、給水装置に直結する給水装置に係わる用具及びユニット化装置（以下「用具等」という。）は、<u>社団法人日本水道協会</u>（以下「日水協」という。）の「<u>認証業務規程</u>」に定める用具等の型式承認品、<u>若しくは</u> 製造メーカーの自己認証品で、第 1 5 条の規定により管理者の承認を受けたものであること。 2 ・ 3 【略】

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、改正前の給水装置の構造、材質等に関する規程の規定により現に設置されている給水装置及び現に工事中の給水装置については、改正後の第 3 条第 2 項の規定は、適用しない。